

一般財団法人大船渡市体育協会 大船渡市民体育大会開催費助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、大船渡市民体育大会運営要項に基づき、加盟競技団体が実施する競技大会の運営に伴う助成金を適正に交付するために定める。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、一般財団法人大船渡市体育協会加盟競技団体を原則とする。

(助成額)

第3条 助成額は、予算の範囲内において、次の各号に定める基準による。

- (1) 基礎額として、1競技団体あたり上限40,000円を配分
- (2) 競技大会規模(参加者数)による加算は、予算の範囲内において配分
- (3) 施設使用料補助

大会開催にあたっては、市内の施設使用を原則とするが、市に開催できる施設がない場合は、使用する施設使用料相当額(1,000円未満切り捨て)を交付する。ただし、30,000円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする競技団体は、次に掲げる書類をおおむね大会開催2か月前までに提出する。

- (1) 交付申請書(様式2-1)
- (2) 実施計画書(様式2-2)
- (3) 収支予算書(様式2-3)

(交付の決定)

第5条 市体育協会が助成金の交付を決定したときには、助成金交付決定書(様式2-4)により、競技団体に通知する。

(助成金の支払い)

第6条 助成金の支払いは、前条の規定により基礎額を一時払いとし、各競技種目が全て終了した後に助成金を確定し、精算を行う。

- 2 前条による助成金の交付の決定通知を受けた競技団体は、10日以内に請求書(様式2-5)を市体育協会に提出する。
- 3 市体育協会が前項による請求書を受理したときは、10日以内に競技団体の口座に振り込み、又は事務局員へ助成金の支払いを行う。

(実施計画の変更)

第7条 助成金の交付の決定通知を受けた後において、実施計画に変更が生じた競技団体は、実施計画変更承認申請書(様式2-6)を市体育協会に提出する。

- 2 市体育協会が前項による変更の内容が適当と認めたときには、助成金変更交付決定書(様式2-7)により、競技団体に通知する。

(実績報告)

第8条 競技団体は、大会が終了したときには、30日以内に次に掲げる書類を市体育協会に提出する。

- (1) 実績報告書(様式2-8)
- (2) 実施報告書(様式2-9)
- (3) 収支決算書(様式2-10)

(4) その他（大会プログラム、結果表、写真、領収書（コピー可）等）

（助成金の確定）

第9条 市体育協会の実績報告書等の内容を審査し、助成金を確定したときには、助成金交付確定通知書（様式2-11）により、競技団体に通知する。

（補助金の精算）

第10条 前条により確定した額をもって、助成金の基礎額を差引いた不足分の支払いを行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。